



http://miyakeeiko.com

市議レポート7号
速報版 2006年12月

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町 3-5-13-101
TEL&FAX : 0422-51-4422

土屋前市長等の公金の使い方に対して

最高裁が喝(カツ)!

12月1日に最高裁で武蔵野市長交際費の下記の判決が確定しました!

2006.12.2 読売新聞武蔵野版

8年)12月2日(土曜日)

言

書

新

武蔵野前市長交際費 違法確定

「あきらめず声上げ良かった」

原告三宅さん 6年以上、本人訴訟続ける

「あきらめずに、声をあげて良かった」。武蔵野市の土屋正忠前市長(現衆院議員)が支出した市長交際費の一部を違法と認め、1日の最高裁判決。首長の交際費を民間に支払う基準を最高裁が示した初のケースで、6年以上の間、弁護士をたてずに本人訴訟で法廷闘争を続けてきた原告の三宅英子さん(58)は、「市民の素朴な疑問でも、ぶつけてみれば市政が変わるといっとうを、全国の人に伝えられれば」と笑顔で話した。

市内に住む三宅さんが、開示請求した市長交際費の当時の土屋市長らに交際費

の一部を市に返還するよう求めた。知人の大学生

が漏らした一言だった。求めた市民監査請求を行っ

たのは2000年8月。き集めた部費を、部長が飲み

っかけは、その前年に情報 会に使っちゃったのと同じで

【最高裁で違法とされた支出】①市内ライブハウ

ス開店祝い金 1万円②市役所内の部課長会の懇親

会祝い金 3万円③市内寺院住職継承披露祝い金 1万円

【最高裁で適正とされた支出】①市役所稲門会(早

稲田大OB会)祝い金 1万円②市民クラブ忘年会

祝い金 1万円③焼酎愛飲党定例会祝い金 5千円

一方、武蔵野市では、最

高裁が「部課長会」懇親会

に対する祝い金を違法とし

たことを受け、同様の部内

組織の懇親会祝い金につい

ても、土屋前市長らに返還

を求めた。今度も普通

の人こそ、疑問をもった

声を出してみようと訴えて

いきなり」と話している。これに対し、土屋前市長

すねえ」。一覽表には、交際費1万円が、前市長の出身大学OBで作る市役所内の親睦会に払われていた。「市民の常識からかけ離れている」と感じた三宅さんは、1999年度分の交際費のうち、特におかしいと感じた58件計約95万円分について住民監査請求をした。このため、6件7万5000円に絞って、同月、返還を求める住民訴訟を起こした。1審では6件中5件で違法性が認められたが、2審では3件分しか認められず、そのまま確定した。

「最高裁判決は、市長の役割を十分理解していない問題ある1・2審の判決を、そのまま容認したもので誠に残念。武蔵野市が数々の全国初の施策を実現してきたのは、様々な人脈ネットワークによって生まれたもので、礼を失しないよう社会通念上過不足ない交際が必要ならコメントした。

昨年、初当選した邑上守正・現市長は、選挙期間中に市長交際費の減額を公約とし、当選後の約1年間で

約36万円しか支出していない。「小さな一歩。住民が関心をもつれば市政も変わっていく」ということを示せたのではないかと三宅さんは03年の市議選に立候補し、当選。「今後も普通

秘書課によると、市内には部課長会や係長会などで作る親睦組織があり、地方自治法上の特効法からならい2000年12月以降では、こうした懇親会に支払われた市長交際費は計約4万円、民法の不法行為が適用される過去3年間で計約17万円にのぼるとい

★★★★★★★★★★

12月1日に

土屋前市長が税金から
支出した下記3件の経費を、最高裁は
「武蔵野市に返還せよ」と命じました。

提訴した6件の支出と原告から見た判決結果（○が勝訴・×が敗訴）

			一審 02年6月	二審 02年12月	最高裁 06年12月
1	ジャズライブハウス「A」新店主披露祝い金	1万円			
2	部課長会研修会後の懇親会祝い金	3万円			
3	市内G寺院住職承継披露祝金	1万円			
4	市役所稲門会祝金	1万円		X	×
5	市民クラブ忘年会祝金	1万円	X	X	×
6	焼酎愛飲党定例会祝い金	5千円		X	×

詳しい内容についてはHPをご参照下さい。

<http://www.miyakeeiko.com/saibantop.htm>

★★★★★★★★★★

武蔵野市の税金の使い方を変えよう！

武蔵野市をもっとスリムな市政に
しよう！！★★★★★★★★★★